

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

狭山市 田中寿夫

### 2 請求書の受付

平成27年3月5日

### 3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。また、事実証明書の1について資料に掲載した。）

#### (1) 請求の要旨

##### ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

##### イ 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、埼玉県議会全会派に対して県政調査費及び政務活動費（以下県政調査費等という）を県政調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付している。

このうち『民主党・無所属の会』菅克己議員につき平成23～25年度、法令及び埼玉県議会が制定した「埼玉県県政調査費の交付に関する条例 平成13年3月27日に条例第50号そして「埼玉県県政調査費交付規程」平成13年4月1日議会告示第3号。「埼玉県政務活動費の交付に関する条例 平成23年3月27日に条例第50号（以下「本条例」という。）及び「埼玉県政務活動費交付規程」平成23年4月1日 議会告示第3号（以下「本規程」という。）ほかの関係規程（注1）の定めを逸脱し、または違法・不適切な公金の支出が見受けられた。住民監査請求の期間は1年とされているが、この案件については年度ごとに継続性があることから地方自治法第242条第2項の正当な理由があり、また横浜地裁判決（注2）より、監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例により、平成23～25年度分の県政調査費及び政務活動費について監査請求するものである。

この政務調査費及び県政調査費の執行について、埼玉県知事上田清司が執行の適切な監査を怠ったのが原因であり、指摘する下記事項につき、会派に対し違法・不当に支出した県政活動費等の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

（注1）「ほかの関係規定」とは、埼玉県議会 平成21年4月県政調査費運用指針及び埼玉県議会平成23年3月政務活動費運用指針を指す。

（注2）平成20年（行ウ）第19号 横浜地裁判決 平成25年6月19日を指す。

#### 記

民主党・無所属の会所属菅克己議員に対し、平成23～25年度分として同会派に支給した県政調査費等中、違法不当に支出した次の金額を県に返還させるための必要な措置をとることを請求する。

平成 25 年度	8, 1 4 7, 3 5 7 円	
平成 24 年度	7, 4 6 1, 9 0 5 円	
平成 23 年度	4, 4 1 7, 6 2 1 円	計 2 0, 0 2 6, 8 8 3 円

## (2) 請求の理由

### ア 菅克己議員に対する請求の理由

#### ① 菅克己議員の広報費について

平成 25 年度広報費のうち（広報費 P129～131）の支払い証明によって(株)ポストインサービスに支払ったとするが、同社に出向き社長に確認したところ配布日以降に請求書を送るため、配布日に入金することはありません。との回答であった。同日、同社では直ちに菅議員に連絡し、菅議員はこれを認め、1 月 20 日、取り下げ返金した。この支払についての内訳は「県議会レポート春版 10,000 枚としていた。

菅議員は同年 10 月 16 日付で同社に対し、取り下げた 5 月分の請求書 NO.20543 の 4 万 2 0 0 0 円と 7 月分の請求書と合算して「すがかつみレポート 1 5 8 号」宅配料として政務活動費から 11 万 7 6 0 0 円を送金している。（広報費 P360～362）

5 月分の支払明細は県議会レポート 2013 年春版と内訳に記載し、そして同じ請求書で 10 月分は「すがかつみレポート 1 5 8 号」と内訳を変更し、支払いの日を遅らせ、合算して異なる金額で支払ったことは意図的であることが伺われる。

本人は当時事務員が退職したためにこのようなことがおきたと弁明していたが人件費の支払いは継続しており（人件費一覧別紙）、事務処理の過失とは認められないばかりかこれが事実であれば人件費の計上は架空であったと認めたことになる。

請求人は菅県議の広報費使用に関し、詳細に調査したところ 25 年度のチラシ配布が異常に多く、印刷物の支払いが全くないことからチラシを配布したとする(有)キタハラサービスを調査したところ、フリーダイヤルの窓口担当者は「当社は引越運送業者であり、チラシの配布は行っていない。」と回答があった。

同社の川口本社に対し電話照会を行ったところ、同社社長が応対し「社員はチラシ配布の事実は知らないが、菅県議だけは特別に行っている。」とのことであった。

（広報費 P361）のとおり(株)ポストインサービスの配布単価が 4 円だが、（広報費 P468）のとおり(有)キタハラサービスは 5 円。なぜ単価の高い(有)キタハラサービスに依頼するのか大きな疑問が残る。

25 年度菅議員の広報費支出は一覧表のとおりだが、この中で広報印刷に使った金額は資料（P580～581）の理想科学に支払った 1 2 3, 0 0 2 円に過ぎず、残り、6, 6 2 2, 3 5 5 円はすべて配布料である。

印刷していない印刷物が配布されていることに関し、民主党会派に指摘したところ本人から印刷物は自腹で支払いをしているとの回答があり、11 月 1 日に団会議に提出前の資料を請求人及びさいたま市民オンブズマンネットワーク A 事務局長に提示した。

この資料には、(株)三和システムフォーム領収書が平成26年9月30日付添付されていたので、請求人は25年度の支払いに26年の領収書が何故添付されているのか指摘し、写しの交付を求めたところ団会議が終了したのちに交付することを約束した。

その後、菅議員から自腹で支払った印刷代の資料を渡され、確認したところ9月30日の領収書は差し替えられ、4月30日付の領収書が添付されていた。(菅議員提示書類)

請求人は、三和システムフォーム(株)吉川工場に問い合わせを行った結果、その時期に領収書を発行していない旨回答があった。

平成27年2月4日、菅議員から請求人宛てに配達証明の書留が郵送され(菅議員提示書類)そこにはスタッフの間違えによる「資料差し替えのお願い」として25年7月29日及び9月30日、12月24日付けの請求書及び26年4月30日付(有)トライの領収書が同封されていた。

菅議員が提示した自費払いの資料には、チラシ印刷として平成25年12月10日に288,750円の関東図書株式会社に支払い、自費払い内訳には新市庁舎164号(2013.12.16)B4版30万枚と記入されている。

請求人は、同社を訪問しB社長と面談して帳簿の確認の結果、A4版30万枚を納入しているとの回答であった。

しかし、菅県議が関東図書で印刷したチラシ新市庁舎164号は、B/4版であり、30万枚印刷したとすると1枚当たり0.8912円で、用紙代にもなりえない。

4月30日の菅県議から送付された領収書の差し替えの内訳として添付された請求書では(菅議員提示書類)A/4版20万枚印刷で1枚当たりの単価が1.52円とすることから関東図書(株)の領収書明細A/4版30万枚の1枚当たり0.8912円はあり得ない単価であることが証明できる。

菅議員が提示した資料の中に「菅事務所リソグラフカウンター」の写真が添付され、トータルカウンターの枚数は55万7139枚を示しているが、この機械導入は理想科学(株)営業担当から2010年11月と確認している。

この結果、4年経過したこの印刷機では年間平均約14万枚の印刷枚数であり、両面印刷なので7万枚程度印刷したに過ぎない。

25年度にはインクの購入も12本程度であり、写真なし、太字なしでの条件でも4万8000枚しか印刷できない。(菅議員提示書類の集計表)

このように、本人が自腹で支払いしたという印刷代の資料でも大きな食い違いが生じ、本人の主張を認容することができない。

平成24年度も同様に配布はほぼ(有)キタハラサービスに依頼し、印刷の請求等が全く存在しない。

24年度(広報費P57~59)のポストインサービスの請求書は後援会あての請求書を訂正改ざんし、偽造しており違法な支出である。また、(広報費P144~145・216~217)の(株)ポイントサービスに依頼した広報配布代の請求書は後援会あてであり、県政調査費を充当したのは違法である。

更に23年度4月28日の(有)キタハラサービスの配布代696,150円の(広報費P13)についても、当年度当日までに印刷の領収書が存在しないばかりか、(広報費P18)では同額の金額を印刷業務がない同社に印刷代として振り込んでいる。

23年4月1日～10日までは統一地方選であり、政務活動費が流用された疑いもある。

6月30日に137号、138号各15万枚の配布代（23年度広報費P21）として振り込んだものについては請求明細書が添付されておらず、またこの時期まで印刷代が計上されていないことからこれも疑惑が生じている。

震災特集号(1)(2)(3)として(資料26～27)サンワフォーム印刷(株)に振込しているものも請求明細書も添付されていない。

以上から、23.24.25年度菅議員の広報費支出は異常な支出であり、政務活動費を充当したことは違法不適切な支出と言わざるを得ない。

- ② 次に菅県議の事務所費は（事務所費P6）3月及び4月の支払いとして2か月分支払っているが、3月分は前年度会計に計上すべきであり、25年度充当は地方自治法第208条により違法である。

また、(資料133～135)のとおり駐車場契約は自動更新となっており、4か月分の6万円が支出されているが、領収書の添付がないばかりか、駐車場の地番から登記簿謄本を調査したところ、契約の相手方は親族であることが判明している。(25年度事務所費)

- ③ 次に菅県議における人件費の支払いについては添付した集計資料のとおり、23年度は、出勤日数を適切に管理し支払っていると思われるが、24年5月からの支払いは出勤日数が全く管理されておらず、また、給料明細書は平成24年5月から26年10月まで単に日付を変更しただけの複写であり、人件費労働契約に定めた休日に支払っていることもあることから事実証明とはなりえず、不適切な支出の可能性はある。

これは、監査委員が事実の確認を行うべきと思料する。

以上地方自治法第242条及び同条第2項の規定により複数年度にわたる正当な理由があり、資料を添えて請求するものである。

菅克己議員の政務活動費に関する一連の調査の結果、これは違法・不適切な支出と言うよりは、業者と結託した公金の搾取に当たる部分がかかなり多く見受けられるところから、場合によっては刑事告発の可能性もあり、厳格な監査を求めるものである。

#### 事実証明書

- 1、集計資料
- 2、平成25年度事務所費（駐車場登記簿謄本写含む）
- 3、平成25年度広報費
- 4、平成24年度広報費
- 5、平成23年度広報費
- 6、平成25年度人件費
- 7、平成24年度人件費
- 8、平成23年度人件費
- 9、菅県議提示書類（差替え郵送分含む）

## 第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

## 第3 請求の要件審査

本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

### 2 監査対象機関

議会事務局

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年3月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### (1) 請求人の陳述の要旨

請求人は本年1月26日付けで民主党無所属の会、刷新の会について監査請求を提出しているが、今回は民主党会派菅克己議員に対して3月5日に監査請求を提出した。

菅議員の広報費支出が年間に議員一人に支給される金額を上回っていることが確認されたために、詳細を調査したものだが、その中で印刷費の支払いが全くないにもかかわらず、チラシ配布が非常に多額であった。

その中でポストインサービスに二重支払いした一部は返還されているが、請求書番号が同一のものが数か月後に他の請求書と合算して合計額が異なるように偽装して支払っている事実がある。

本人は事務処理の手違いで二重払いしたとして一部返金を行っているが、すでに請求書は支払い時に証拠書類として添付しており、手元には残っていないはずである。その請求書を再び添付して支払ったのは複写した請求書を意図的に使用したも

のである。

これは明らかに詐欺行為であることは紛れもない事実であり、その事実が発覚し、支払い計上の一部を返還したとしても違法行為は解消されたことにならない。

また、請求時に菅県議が印刷は自腹で支払ったという主張に対する内容について監査の対象外という結果になる前に陳述するが、これは、あくまでもチラシ配布代の支払いが適切だったかどうかの証拠の説明であり、これが正確に監査されなければ、広報費の支払いが適切であったかどうか監査委員が判断できるはずはない。

本日新たに証拠資料は提出するが、関東図書で印刷したという議会事務局に保管されている新市庁舎164号の現物はB/4版であり、関東図書訪問の際、社長はB/4版ではなく、A/4版で受注し納品していると回答している。菅県議はここでも整合性の取れない説明をしており、自腹で印刷したものは広報費で支払ったことの証拠とはなりえず、チラシ配布の領収書は架空の支払いであり、違法な支出と言わざるを得ない。

仮に同チラシが適切であったにしても、内容は川口市の新市庁舎建設の問題に関する菅県議の個人的な見解及び主張であり、政治活動の一環として配布したもので100%県政調査費を充当したのは不適切な支出である。

また、請求本文2ページ下段で述べてあるように、印刷したとする(株)三和システムフォームの領収書が平成26年9月30日であったことを指摘した結果、のちに提示された領収書が4月30日にさしかえられ、請求人が同社に確認を入れたのちに郵送で差替えの領収書が送付されてくるなど、指摘するごとに自腹で印刷したとする証拠は二転三転しており、菅県議が主張する印刷物の実態が確実に把握できていない広報費のチラシ配布代としての支払いは違法不適切なものである。

なお、菅県議が最後に差し替えの領収書と請求書を発行した(株)トライの事務所を平日に訪問したところ、看板はついているものの普通の民家であり、人気は全くなく商売として営業している事実は確認できなかった。

以上、菅県議の県政調査費の支出は、違法・不適正な事実が認められ、監査するに当たり厳格な判断を求める。

## (2) 議会事務局の陳述の要旨

### ア 総論

#### (ア) 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派または議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を地方自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の地方自治法改正により、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費の交付に関する条例」、「政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の運用指針」に改正し、平成

25年度交付分から適用している。

(イ) 政務活動費の事務処理について

政務活動費を充当した経費については、会派の代表者は、年度終了日の翌日から30日以内に、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還請求を行っている。

従って、本件住民監査請求において、「知事が政務活動費等の執行の適切な監査を怠った」とする請求人の主張は適当ではないと考える。

(ウ) 請求人が平成23年度交付分まで遡って請求していることについて

請求人が平成23年度交付分まで遡って住民監査請求をしていることについて申し上げる。

地方自治法第242条第2項では、地方公共団体の法的安定性を確保する見地から、監査請求できる期間は行為から一年との期間制限を設けているが、この場合「財務行為の完結した日から一年」と捉えるのが通例である。

政務活動費の場合は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であることを審査したのち、5月31日までの出納整理期間の間に、議長は知事に収支報告書の写しを送付している。

この収支報告書の金額が政務活動費の決算額になるので、「財務行為の完結した日」とは、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると考えている。

また、地方自治法第242条第2項ただし書に、「正当な理由」があるときに限って、法定期間経過後であっても監査請求できると規定されている。

この場合の「正当な理由」とは、例えば「当該行為が極めて秘密裡に行われ、一年を経過した後にはじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合」などのように、請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すものとされている。

本県議会においては、平成21年度交付分から領収書を添付し、速やかに公開していることから、本件請求には正当な理由はないものと考え、本件請求対象のうち、平成25年度交付分以外は、法定期間の徒過により監査対象にはならないものとする。

(エ) 請求人が引用する判決について

請求人が引用する横浜地裁平成25年6月19日判決（平成20年（行ウ）第19号）について申し上げる。

この判決は、平成18年度以前の政務調査費について訴訟になった神奈川県議会の事案であるが、当時の神奈川県には使途基準、運用指針等、政務調査費に係る定めがなく、領収書等の証拠書類の提出も義務化されていなかった。



そして支出の根拠や按分等の処理がなされていないにもかかわらず、全額適正としたことについて、目的外支出を内包しており違法性があるとして、4年分の政務調査費を対象に提訴されたものである。

今回提出された住民監査請求は、平成23年度から平成25年度交付分を監査対象としているが、横浜地裁のケースとは異なり、本県議会では平成21年4月に詳細な運用指針を定め、それ以後、条例・規程・運用指針に則った適切な運用を行っている。また、領収書等の証拠書類も提出させ、使途の根拠を明らかにしている。

このように前提となる事実が異なることから、適正支出の証明ができなかった神奈川県議会の事案と、今回の住民監査請求を同列に扱うことは、ふさわしくないと考える。

また請求人は、同地裁判決により、「監査請求は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶ」と主張しているが、判決文に該当する記述が見当たらないことから、請求人の主張には、根拠がないものとする。

#### イ 請求人が違法・不当と指摘する事項について

請求人が違法・不当と指摘する事項について、関係議員である民主党・無所属の菅克己議員に事務局が聞き取り調査を行ったので、議会事務局の意見と合わせて順次ご説明する。

##### (ア) 広報費について

これは、菅議員の政務活動として行われる広報活動のため、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

a 「平成25年5月31日付け広報紙配布代（民主党・無所属の会県議会レポート2013年春版）42,000円」については、取下げの上、平成27年1月19日付けで収支報告書を修正し、翌20日に全額返金されたので、政務活動費の支出は撤回されているものである。

b 「平成25年10月16日付け広報紙配布料（すがかつみレポート158号）117,700円」は、「県議会レポート2013年春版」（1万部・5月配布分）と「すがかつみレポート158号」（1万8,000部・7月配布）に係るものである。

議員に確認したところ、「5月分の支払いが遅れたことは事実であるが、請求人が指摘するように意図的に内訳を変更し、支払の日を遅らせ、合算して異なる金額で支払ったわけではない。事務処理を任せていた職員の平成25年9月の離職後に、5月分の未払いが判明したため、7月分と一括して支払ったものである」との説明を受けた。

また、「人件費の架空計上である」とする請求人の指摘に関しては、「平成25年9月に離職した職員に賃金を同年10月16日に支払ったのが最後である。給与に係る源泉所得税の納付もしている。架空計上というのは、事実無根である」との説明を受けている。

c 「広報紙の印刷とポスティング配布の関係について」は、「ポスティング

などの配布代については政務活動費から支出しているが、印刷代や用紙代は、議員の私費で賄っている」との説明を受けた。従って、政務活動費を充てていない印刷代や用紙代に係る領収書等は、議長に提出する義務を負わないため、当然ながら議会事務局の情報公開閲覧用資料に含まれていない。

請求人は、平成23年度から25年度までの菅議員の広報費に係る領収書等の中に、印刷物を作成した確証がないことを理由に、印刷物の配布代は架空のものであると断じた上、存在しない印刷物の配布代として政務活動費を充てることは違法・不適切な支出であると主張しているが、何をもってそのような主張が行いえるのかは理解に苦しむ感じがする。

事務局では、政務活動費から支出した配布代と、その際に配布した印刷物、印刷に要した費用の領収書等の突き合わせを行った。その結果、全て確認済みであることを、ここで念のために申し上げる。

- d 「平成24年7月3日付け広報紙発行費に添付の請求書のあて名が訂正改ざんされていることについて、平成24年10月16日付け広報紙配布料ならびに同年12月10日付けレポート配布料に係る請求書のあて名が後援会事務所となっていることについて」の指摘であるが、これら3件については、主たる証拠書類として、埼玉りそな銀行の利用明細が添付してある。

これらを見ると、支払者は後援会ではなく菅議員本人であり、また配布した広報紙の紙面は、県政に関わる記事のみで後援会活動に関する記事はなかった。

従って、運用指針で禁止する後援会活動への政務活動費の支出には該当しないものと考えている。なお、請求人が主張する請求書あて名の訂正について、菅議員に確認したが、分からないとのことであった。

- e 「平成23年4月28日付けレポート配布代について、統一地方選挙に政務活動費が流用された疑いがある」との指摘であるが、菅議員からは、「この時の配布物は『すがかつみレポート特集号』である。川口創生計画と行動指針を記事にしたものであり、投票のお願い等、選挙活動に使用したものではない」との回答を得るとともに、現物の確認も行った。

- f 「平成23年6月22日付けチラシ作成代について、印刷業務を行っていない会社に印刷代として振り込んでいる」との指摘であるが、菅議員に確認したところ「配布代と記載すべきところを間違えてチラシ作成代と記載したものである」との説明を受けた。

また、「統一地方選挙に政務活動費が流用された疑いがある」との指摘であるが、菅議員からは、「この時の配布物は『すがかつみレポート137号（2011.6.1）と138号（2011.6.15）』である」との回答を得るとともに、現物の確認も行った。当該支出は、統一地方選挙後に発行した配布物の配布に係るものであるため、選挙活動に使用した事実は認められないものである。

- g 「平成23年6月30日付けチラシ配布代、平成23年7月15日付けチラシ作成代について、請求明細書が添付されていない」との指摘であるが、

証拠書類として添付されている、埼玉りそな銀行の利用明細により政務活動費の支出を確認し、併せて請求明細書の原本についても別途確認した。

h 「平成25年12月27日付けレポート宅配代金については、領収書に誤った額の収入印紙が貼付されており印紙税法違反である」との指摘であるが、これは誤った収入印紙を貼付した相手方事業者の問題であり、政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないと考えている。

i 「平成25年1月20日付け広報紙等配布費について、振込控なし」との指摘であるが、運用指針では、支出証明書の説明として、「領収書を亡失した場合など領収書等がない場合に作成」と規定しているため、領収書の添付のない当該支出は請求書を証拠書類として支出を証明したものである。

加えて、事務局においても菅議員から「支払ったのは事実である」との説明を受けている。

以上、菅議員が支出した広報費は、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

#### (イ) 事務所費について

これは菅議員の政務活動のために使用する駐車場借上げ代金として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

以下請求人が主張する2点に対して、順次事務局の意見を述べる。

請求人の主張1点目は、「平成25年3月分駐車場代は平成24年度の経費として整理すべきところ、平成25年度分に整理していることが、地方自治法第208条『会計年度独立の原則』に違反する」との指摘である。

会計年度独立の原則は、「会派のような任意団体に適用されるべき規定ではなく、地方公共団体と同様の会計年度等を会派に対して強制すべき必要性は認められない」との判決が、平成17年5月26日（平成16年（行ウ）第40号）及び平成17年5月30日（平成15年（行ウ）第63号）、ともに名古屋地裁から出されている。

また、本県議会では、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」を採用しているため、政務活動費を支出した日で経費の整理をすることになる。

そのため、本件のように平成25年3月分駐車場代であっても、支出日が平成25年4月15日であれば、平成25年度として整理することになる。

従って、当該支出に違法性はなく、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

請求人の主張2点目は、「平成25年6月から9月分の駐車場代の支出証明書に領収書の添付がなく、契約の相手方が親族であることも判明している」とするものである。

運用指針では、支出証明書の説明として、「契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない」と規定しているため、当該支出は、契約書の写しを証拠書類として支出を証明したものである。

従って、当該支出は条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考

えている。

また、請求人が「契約の相手方が親族である」と主張していることについて、菅議員に確認したところ、「全くの他人である」との回答を得た。

更に事務局において、当該土地登記簿、公図を確認したところ、「契約の相手方が親族であることが判明している」とする請求人の主張は、事実と異なるものであることが明らかになった。

#### (ウ) 人件費について

これは、菅議員の政務活動に従事する職員の賃金として、条例・規程・運用指針に基づき支出したものである。

以下、請求人の主張２点に対し、菅議員に確認した内容を順次申し上げる。

請求人主張の１点目は、「平成２４年５月からの支払いは出勤日数が管理されておらず、平成２６年１０月までの給料明細書は単に日付を変更しただけの複写である」との指摘である。

まず最初に、請求人は平成２４年５月から平成２６年１０月までの給料明細書を取り上げているが、平成２５年１０月までの誤りであることを指摘させていただく。

主張１点目については、「労働契約書にも記載されているとおり、賃金は月給制の固定給であったので、勤務日数は賃金に影響しない。給料明細書は、月以外の部分は変わらないので、複写して使用していた。そのため勤務日数が同じになっている。給与に係る源泉所得税の納付も行っている」との説明を菅議員から受けている。加えて、納税書類についても事務局にて確認している。

請求人主張の２点目は、「労働契約書に定められた休日に賃金を支払っていることを理由に、不適切な支出の可能性がある」との指摘である。

これについては、「労働契約書を順守し、毎月１５日に支払うようにしていた。土日に当たる時は直接手渡ししていた」との説明を菅議員から受けている。

以上のことから、人件費に係る支出は、条例・規程・運用指針に合致した適正な支出であると考えている。

## 4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成２７年３月２６日に実施し、以下の説明があった。

### (1) 条例、規程及び運用指針の位置付けと制定の経過について

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)は、平成２４年の法改正に伴い議会の各会派の議員による協議により案が作成され、平成２５年２月定例県議会で一部改正されたものである。

条例の運用手続等について定めたものが「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)であり、議長がこれを定めた。

また、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、その用途や留意点などを具体的に定めたものが「政務活動費の運用指針」(以下「運用指針」という。)である。運用指針の作成にあたっては各会派の議員が集まって国の考え方も参考に

しながら具体的な運用のための指針を作成したものであり、全体の合意事項となっているものである。

(2) 議会事務局によるチェック

条例に基づき、政務活動費は毎四半期ごとに会派から知事に請求があり、一年経過後に、会派から議長に対し収支報告書と証拠書類等を4月30日までに提出することとされている。議長に提出されたこれらの書類は、条例、規程、運用指針に合致しているかを議会事務局の複数の担当者で多重に精査した上で、議長から知事へ収支報告書の写しを提出することとなる。

そして、一年分を一度に精査することは膨大な事務量となることから、実務上は四半期ごとに会派から証拠書類等を提出してもらい、条例、規程、運用指針に合致していないおそれがある場合には意見を付けて返却し、最終的に4月30日までに一年分まとめて会派から提出される。

また、証拠書類等が条例、規程、運用指針に合致しているかどうかの調査は、主に書面調査により実施している。

なお、会派から提出された書類のチェックについては、本県では収支報告書に記載された金額と証拠書類の合計額との突合にとどまらないことから、他県に比しその水準は高いものと考えている。

(3) 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付（戻入）してもらおうという手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

(4) 請求人からの摘示のあった支出について

ア 請求人は、広報費の支出について、広報紙配布代等は、異常な支出であり違法不適切な支出であると主張しているが、議員に協力を求め、政務活動費から支出した配布代とその後配布した印刷物、私費で支払った印刷代の領収書を確認の上、突き合わせ、全て現物が存在し、支払いも適正に処理されていることを確認している。また、レポートや広報紙を住民に配布してその反応を見ることを議員の主な活動の一つの柱にしているので広報費支出が大きくなることを議員に確認した。

イ 請求人は、退職した事務員の人件費の支払いを継続しており人件費の計上は架空であったと主張しているが、当該事務員は平成25年9月に退職しその後は平成26年8月までは新たな雇用は行っていないこと、このため平成25年9月分より後の人件費の支出はないことを議員に確認し、運用指針に照らしても当該人件費支出に問題はない。

ウ 請求人は、人件費の支出について、支出日が労働契約書に定められた休日にあ

たるものがあることから、不適切な支出の可能性がある」と主張しているが、現金及び振込みによる支払いをしたことを議員に確認した。

## 5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

### (1) 県政調査費制度及び政務活動費制度について

平成12年の法改正により、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。

また、平成24年の法改正により、名称が政務活動費とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

#### ア 根拠法

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定している。

#### イ 根拠条例等

法の規定を受け、「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）が制定された。

平成24年の法改正に伴い、旧条例及び旧規程が改正され、現在の条例及び規程となっている。

本県の県政調査費及び政務活動費制度の主な内容は次のとおりである。

#### (ア) 充てることができる経費の範囲

条例の別表により定められている。

なお、平成24年の法改正前においては、使途基準は旧規程に定められていた。

#### (イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

#### (ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

#### (エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費（旧

条例等では県政調査費。以下第4 5（1）イにおいて同じ。）の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

（オ）請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

（カ）収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（キ）収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

（ク）返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

（ケ）議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、旧条例では、議長は、県政調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする、とされていた。

ウ 「県政調査費の運用指針」（以下「旧運用指針」という。）及び運用指針

県議会では、制度の透明性の向上等を図るため各会派合議による検討が重ねられ、平成21年3月にその検討結果が議長に報告・提言された。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に旧運用指針が定められた。

そして、条例等の改正に伴い、平成25年3月に「政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として運用指針が定められた。

（2）民主党・無所属の会に係る県政調査費及び政務活動費の交付事務の流れ

ア 平成23年度の県政調査費

- ・ 平成23年4月1日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成23年4月1日、知事が会派に交付決定（9,000,000円）
- ・ 平成23年4月8日、会派からの請求に基づく支出命令（9,000,000円）
- ・ 平成23年5月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする会派に関する通知
- ・ 平成23年5月2日、知事が会派に変更交付決定

- (変更後 86,000,000円)
- ・ 平成23年5月10日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (14,000,000円)
- ・ 平成23年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第2四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成23年10月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第3四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第4四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年3月31日、知事が会派に変更交付決定  
 (変更後 70,096,493円)
- ・ 平成24年4月27日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成24年5月16日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成24年5月16日、会派に戻入調定 (15,903,507円)
- ・ 平成24年7月11日、県政調査費(平成23年度交付分)に係る領収書等の  
 閲覧開始

イ 平成24年度の県政調査費

- ・ 平成24年4月2日、議長から知事に、県政調査費の交付を受けようとする  
 会派に関する通知
- ・ 平成24年4月2日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成24年4月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第1四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第2四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成24年10月3日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第3四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成25年1月7日、会派からの請求に基づく支出命令  
 (第4四半期分 21,000,000円)
- ・ 平成25年3月31日、知事が会派に変更交付決定  
 (変更後 77,414,646円)
- ・ 平成25年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成25年5月17日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成25年5月21日、会派に戻入調定 (6,585,354円)
- ・ 平成25年7月12日、県政調査費(平成24年度交付分)に係る領収書等  
 の閲覧開始

ウ 平成25年度の政務活動費

- ・ 平成25年4月1日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする  
 会派に関する通知



- ・ 平成25年4月1日、知事が会派に交付決定 (84,000,000円)
- ・ 平成25年4月9日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第1四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年7月4日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第2四半期分21,000,000円)
- ・ 平成25年9月2日、議長から知事に、政務活動費の交付を受けようとする  
会派に関する通知
- ・ 平成25年9月2日、知事が会派に変更交付決定  
(変更後77,000,000円)
- ・ 平成25年9月2日、会派に戻入調定 (1,000,000円)
- ・ 平成25年10月2日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第3四半期分18,000,000円)
- ・ 平成26年1月6日、会派からの請求に基づく支出命令  
(第4四半期分18,000,000円)
- ・ 平成26年4月30日、会派が議長に収支報告書を提出
- ・ 平成26年5月26日、議長が知事に収支報告書の写しを送付
- ・ 平成26年7月17日、政務活動費(平成25年度交付分)に係る領収書等  
の閲覧開始

## 第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

### 1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができないとされている。

法第242条第2項に規定する財務会計上の「行為があった日又は終わった日」について本件県政調査費及び政務活動費に係る請求に当てはめて検討すると、「第4-4 監査対象機関の説明」及び「第4-5 事実関係」に記載のとおり、議長は、会派から議長に提出された収支報告書及び証拠書類の写しが適正であるか審査したのちに知事に収支報告書の写しを送付している。この収支報告書の金額が県政調査費の決算額になることから、当該行為の終わった日は、議長が知事に収支報告書の写しを送付した日であると解される。

この結果、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出については、本件請求の時点において財務会計上の「行為があった日又は終わった日」から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。

また、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出について、請求人が監査請求期間経過前に収支報告書など支出関係の内容を知ることが可能であったので、法第242条第2項に規定する「正当な理由」があると認められない。

なお、請求人は、平成25年6月19日横浜地方裁判所判決を援用し、「監査請求

は継続性ある案件に関し、過去にも及ぶとの判例があり」と主張しているが、同判決にはそのような趣旨の判旨は認められなかった。

よって、平成23年度及び平成24年度の県政調査費の支出に係る請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

## 2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった民主党・無所属の会菅克己議員に関する平成25年度の政務活動費の支出に係る事項について判断する。

### (1) 監査の視点

法第100条第14項は、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることができる経費の範囲等は条例で定めるところとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収支報告書を議長に提出するものとしている。

「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、会派に対し交付すると定めている。また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」が制定されている。

以上のとおり、政務活動費制度については、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっている。

裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（平成21年12月17日最高裁判所判決）としている。

また、他の裁判例では、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記用途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」（平成20年9月25日神戸地方裁判所判決、平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨）としている。

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

ア 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることができる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。

イ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

ウ 条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲

を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

## (2) 判断

### ア 広報費

(ア) 請求人は、議員が収支報告書から取り下げた広報紙配布代42,000円分の請求書について、使途を変更し、支出日を遅らせ、他の請求書と合算して異なる金額で政務活動費に充当したことは、意図的であることが伺われると主張している。

これに対し、議会事務局からは、広報紙配布代42,000円分は取下げの上、修正された収支報告書が平成27年1月19日付けで提出され、翌20日に返金があったことの説明があり、当該事実を確認した。

また、議会事務局からは、5月分の支払いが遅れたことは事実であるが、事務処理を任せていた職員の離職(平成25年9月)後、未払いが判明したため7月分と一括して支払ったものであることを議員に確認したこと、条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であることの説明があった。

これらによると、当該広報紙配布代の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(イ) 請求人は、退職した事務員の人件費の支払いを継続しており人件費の計上は架空であったと主張している。

これに対し、議会事務局からは、後述「第5 2 (2) ウ (ア)」に記載のとおり、平成25年9月に離職した職員に最後に賃金を支払ったのは同年10月16日でその後の支払いはなく、それまでの給与に係る源泉所得税の納付もしていることを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、退職した事務員の人件費の計上を継続した事実は認められなかった。

(ウ) 請求人は、広報費の支出について、広報紙配布代等は、異常な支出であり違法不適切な支出であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、印刷代や用紙代は、議員の私費で賄っていることを議員に確認したこと、政務活動費を充てていない印刷代や用紙代に係る領収書等は、議長に提出する義務を負わないため、議会事務局の情報公開閲覧用資料に含まれていないこと、なお、議員に協力を求め、政務活動費から支出した配布代とその際に配布した印刷物、印刷に要した費用の領収書等の突き合わせを行い、その全てを確認済みであることの説明があった。

これらによると、当該広報紙配布代等の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(エ) 請求人は、すがかつみレポート161号、162号の宅配代(支出年月日平成25年12月27日)について、貼付されている収入印紙に関し印紙税法違反であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、収入印紙を貼付した相手方事業者の問題で

あり、政務活動費の支出に影響を及ぼすものではないことの説明があった。

これらによると、当該宅配代の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

## イ 事務所費

(ア) 請求人は、3月・4月分の駐車場代の支出について、3月分は前年度に計上すべきであるため、これを25年度に充当することは法第208条により違法であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、本県議会における政務活動費は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義を採用しており支出した日により整理したものであること、裁判例でも任意団体である会派には法第208条は適用されないことの説明があった。

会計年度独立の原則は、地方公共団体に関するものであり、交付を受けた会派に当然には適用されるものではないことは裁判例からも明らかであり、本県議会の政務活動費においてはいわゆる現金主義で整理していることから、当該事務所費の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(イ) 請求人は、6月から9月分までの駐車場代の支出について、領収書の添付がなく、契約の相手方が親族であることが判明していると主張している。

これに対し、議会事務局からは、証拠書類として添付されている契約書の写しは運用指針に合致したものであり、契約の相手方は全くの他人であることを議員に確認したこと、当該土地登記簿、公図を確認し請求人の主張は事実と異なるものであることの説明があった。

これらによると、当該駐車場代の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

## ウ 人件費

(ア) 請求人は、人件費の支出について、出勤日数が全く管理されておらず、添付されている平成26年10月までの給料明細書は単に日付を変更しただけの複写であることから、不適切な支出の可能性があるとして主張している。

これに対し、議会事務局からは、請求人の主張する平成26年10月までの給与明細書は、平成25年10月までの誤りであり、賃金は労働契約書のとおり月給制の固定給であったため勤務日数は賃金の額に影響しないこと、給与明細書は月以外の部分は変わらないので複写して使用していたこと、給与に係る源泉所得税の納付を行っていることを議員に確認していること、納税書類を確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

(イ) 請求人は、人件費の支出について、支出日が労働契約書に定められた休日にあたるものがあることから、不適切な支出の可能性があるとして主張している。

これに対し、議会事務局からは、労働契約書を順守し毎月15日に支払うよ

うにしていたこと、土日に当たるときは直接手渡ししていたことを議員に確認したことの説明があった。

これらによると、当該人件費の支出については、運用指針への抵触は認められなかった。

### (3) 結論

以上のとおり、平成25年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 集計資料（事実証明書 1）

議員名 菅かつみ

広報費25年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P129～ 131	広報紙配布代 民主党・無所属の 会県議会レポート2013年春版	42,000	㈱ポストインサービス 請求NO.20543 県議会レ ポート2013年春版10,000枚として支払。領収書の添 付なし。
P360～ 362	広報紙配布料 すがかつみレポー ト158号	117,700	㈱ポストインサービス 請求NO.20543 5月分の請 求42,000円とダブリ。今回は明細に菅かつみレポー ト158号10,000枚とする。7月度の請求書同レポー ト158号18,000枚と75,600円と合計して支払。
P468	すがかつみレポート159号宅配料	1,001,700	キタハラサービスに支払。159号議員報酬削 減。(2013.7.31) A4 @5 190,800枚配布 印刷代、紙代が不明。
P535	すがかつみレポート160号宅配料	1,008,735	㈱キタハラサービスに支払い。160号帰宅困難 者(2013.8.29) A4 @5 192,140枚 10月実 施。印刷代、紙代が不明。
P536	すがかつみレポート 161,162号 宅配料	1,263,570	㈱キタハラサービスに支払い。医師不足161号 (2013.9.30) A4+医師不足162号(2013.10.21) A4 12,034部 収入印紙が200円で印紙税法違 反。印刷代、紙代が不明。
P580～ 581	事務用品代(広報紙作成用)	123,002	広報紙作成用紙及びインク保守契約料を理想 科学に振込。当該年度は県政活動費で支払いは1 回のみ。請求書は再発行、取引期間11/1から 11/30分 インク購入黒6本
P614	すがかつみレポート163,164号宅 配料	800,400	㈱キタハラサービスに振込。163号ツイッター (2013.11.28) B4、新庁舎164号(2013.12.16) B4 2枚セットで7,619部配布。
P714	チラシ配布代	850,000	㈱キタハラサービスに支払い。163号 (2013.12.16) ツイッターB4+新市庁舎.164号. (2013.12.16) B4+新年の誓い165号 (2014.1.1) B4=3枚×8095セット 2014年3月実 施
P716	すがかつみレポート164号1月下旬 @5×9800	514,500	㈱キタハラサービスに支払い。164号の印刷 代、紙代が不明。
P715	すがかつみレポート164号1月上旬 @5×195000	1,023,750	㈱キタハラサービスに支払い。新市庁舎164号 (2013.12.26) B4 @5×195,000部 12月中旬から 1月下旬

合計 6,745,357

議員名 菅かつみ

事務所費25年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P6～8	政務活動専用駐車場代3月4月分	30,000	3月分は24年度分につき25年度支払いは違法。
P133～ 135	駐車場契約自動更新となっている が支払いの証明がない。	60,000	15000円×4か月

合計 90,000

議員名 菅 克己

平成25年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
25.4.15	月	160,000	19	13~16	労働基準法第15条の絶対的明示事項は適切に定めてあるが、添付の給料明細書は日付を変えた複写であり、規定で定めた休日である土曜・日曜日等に支払っている日もあることから確実に支払っているかどうか疑わしい。
25.5.15	水	192,000	21	66~69	
25.6.15	土	192,000	21	128~131	
25.7.15	月	192,000	21	190~193	
25.8.15	木	192,000	21	236~239	
25.9.13	金	192,000	21	288~291	
25.10.16	水	192,000	21	343~346	
合計		1,312,000			

議員名 菅克己

平成24年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
24.4.15	日	160,000	23	7~10	労働基準法第15条の絶対的明示事項は適切に定めてあるが、添付の給料明細書は日付を変えた複写であり、規定で定めた休日である土曜・日曜日等に支払っている日もあることから確実に支払っているかどうか疑わしい。
24.5.15	火	160,000	19	45~48	
24.6.15	金	160,000	19	87~90	
24.7.15	日	160,000	19	138~141	
24.8.15	水	160,000	19	179~182	
24.9.15	土	160,000	19	217~220	
24.10.15	月	160,000	19	265~268	
24.11.15	木	160,000	19	299~302	
24.12.15	土	160,000	19	348~351	
25.1.15	火	160,000	19	382~387	
25.2.15	金	160,000	19	437~440	
25.3.15	金	160,000	19	477~480	
		1,920,000			

内 1,760,000-

議員名 菅克己

平成23年度 人件費

日付	曜日	支出金額	日数	資料ページ	請 求 事 由
23.6.15	水	160,000	19	63~66	
23.7.15	金	160,000	19	111~114	
23.8.15	月	160,000	20	154~157	
23.9.15	木	160,000	24	202~205	
23.10.15	土	160,000	24	242~245	
23.11.15	火	160,000	30	284~287	
23.12.15	木	160,000	30	332~335	
24.1.15	日	160,000	22	380~383	
24.2.15	水	160,000	26	428~431	
24.3.15	木	160,000	23	487~490	
		1,600,000			

議員名 菅 克己

広報費24年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P57～59	24年7月3日 6月分広報紙発行費として振込	84,100	(株)ポストインサービス 請求書は後援会の部分を修正した形跡あり。
P106	8月分チラシ配布代 @4×247,578枚(税込)	990,312	(有)キタハラサービス
P132	9月分@80×10,398部(税込)レポート防災特集号 149～152号	831,840	(有)キタハラサービス
P144～145	広報紙配布料レポート151号 7800部	32,860	(株)ポストインサービス 請求書は後援会
P216～217	広報紙配布料 10000枚	42,100	(株)ポストインサービス 請求書は後援会
P240～241	広報紙配布料 24,300件×@5.5	140,333	(有)キタハラサービス領収書、振込控なし。
P282～283	配布料 議会レポート2012春版 秋版 10月実施 247,385枚(税込)	989,540	(有)キタハラサービス
P284～285	レポート宅配9,865枚×@80(税込)	789,200	(有)キタハラサービス
P286～287	チラシ配布 263,120枚×@4円 1月実施分として支払。議会レポート2012号春版 秋版 263,120枚×4円(税込)	1,052,480	(有)キタハラサービス
P292	議会レポート2013新春版 すがかつみレポート155.156号 @80円×10702件	749,140	(有)キタハラサービス

合計 5,701,905



議員名 菅克己

広報費23年度

資料頁	内 訳	充当金額	備 考
P13	配布代 領収書日付4/28	696,150	(有)キタハラサービス
P18	チラシ作製代6/22振込	696,550	(有)キタハラサービス 振込領収書(振込代含)同社は印刷業務なし。
P21	137号138号各15万枚配布代 6/30振込	1,113,100	(株)ポストインサービス 印刷費が計上されていない
P26～27	震災特集号(1)(2)(3)	1,911,821	サンワフォーム印刷(株)振込 100万円と911,021円2回に分けて振込。手数料800円 印刷日付、数量等明細はなし

合計 4,417,621

資料2 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

## 政 務 活 動 費 の 運 用 指 針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

### 【参考】

条例第2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

### 政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要な会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポストイン代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

## 政務活動費を充当する際の基本的な原則

### 1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
  - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

### 2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

### 3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
  - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
  - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
  - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。



#### 4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。
- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

#### 5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。  
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

#### 6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点  
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点  
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

#### 7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	広報費
内 容	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
例 示	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポストイング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

#### 留 意 事 項 等

##### 1 対象となる活動の例

- (1) 広報紙、県政報告書等の発行
- (2) ホームページ、ブログ等の作成・管理
- (3) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (4) 街頭・駅頭や広報車での活動等

##### 2 留意事項

###### (1) 広報紙、県政報告書等

- ① 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙等であること(原則として会派名を記載すること)。
- ② 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- ③ 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。
- ④ 発行した広報紙等の現物又は写しを議長に提出すること。
- ⑤ 広報紙等の発行に要する経費として、送料、新聞折込み代、ポストイング代に政務活動費を充当することができる。

###### (2) ホームページ、ブログ等

- ① 会派又は所属議員が作成するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。
- ② 政務活動とその他の活動とが混在する場合は、その割合に応じて充当すること。

### (3) 県政報告会、街頭広報等

#### ① 交通費

- バス・電車代：乗車賃のほか特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。  
Suica(スイカ)等プリペイド式カード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- ガソリン代：「経常的経費」の中の「交通費」に一括計上すること。
- 駐車場代・高速道路代に充当できる。ETCカード利用の場合は、「経常的経費」の「交通費」に一括計上することができるものとする。
- バス・電車・タクシー代については乗車区間を明記することが望ましい。

#### ② 茶菓代

- 県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。
- 公職選挙法に抵触しない範囲であること。
- 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

#### ③ 看板、のぼり旗

- 広報車の看板の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 県政報告会等における看板やのぼり旗の表記は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。
- 政務活動以外の活動にも使用する場合は按分により充当すること。



経 費	人件費
内 容	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
例 示	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等

留 意 事 項 等

1 対象となる職員等

- (1) 政務活動を補助する業務(受付・接遇業務、資料整理・集計等)に従事する者の人件費について計上すること。
- (2) 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)の給料等に政務活動費を充てることができる。

2 留意点等

(1) 賃金(臨時職員)

- 労働時間×時間単価により算出すること。

(2) 各種手当

- 雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくこと。

(3) 負担金

- ① 雇用主が会社又は議員以外の者の場合に雇用主に対して支払う。
- ② 負担金に関する契約書類を作成すること。

経 費	事務所費
内 容	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
例 示	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等

#### 留 意 事 項 等

##### 1 事務所の要件

- 政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること。

##### 2 留意事項

- (1) 事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である。
- (2) 賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること。
- (3) 賃借料
  - 自己の所有物件には充当できない。
- (4) 仲介手数料・礼金
  - 初期経費に充当できるが、敷金等解約時に返還される性格のものには充当することができない。
- (5) 清掃・修繕等維持管理費
  - 事務所の維持管理に必要な清掃・修繕等の経費に充当できる。
- (6) 負担金
  - ① 会社等が事業用に借りている事務所を利用する場合にその会社等に支払う。
  - ② 負担金に関する契約書類を作成すること。

## 証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

### (1) 領収書等

#### ① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

#### ② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

#### ③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の用途欄に用途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

#### ④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

### (2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

### (3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

### (4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。

資料4 請求人から陳述日に証拠として提出のあったもの（名称を記載、内容は略）

（1）すがかつみ県議会報告レポート＜164号＞2013.12.16写し（B4判）